

Teppa 倶楽部会員規約の変更について

2013（平成 25）年 8 月 12 日
鉄道博物館 Teppa 倶楽部事務局

2013（平成 25）年 8 月 12 日付で、Teppa 倶楽部会員規約の一部を次の通り変更致しました。

1. 第 6 条 第 3 項に第 4 号を追加

第 6 条 （入会の承諾及び承諾の取り消し）

- 1 当財団は、入会申込者に対し、必要な審査、手続き等を経た後に入会の承諾を行うものとし、この承諾を行った時点でこの会員規約に定める会員契約が成立するものとします。
- 2 当財団は、入会の承諾を行った入会申込者に対し会員証を発行するものとします。
- 3 当財団は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することが判明した場合は、入会申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 込み内容に事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問わない）が場合。
 - ② 過去に会員規約違反等により会員資格を取り消されたことがある場合。
 - ③ その他、会員として不適切と当財団が判断した場合。
 - ④ 会員証の記入項目の全てあるいはいずれかをご記入いただけない場合。

2. 第 11 条 に文言を追加した

第 11 条 （会員証の再発行）

- 1 会員が、会員証を紛失、破損、盗難等された場合は、会員が当財団事務局まで申告のうえ、当財団が認めた場合に限り、手数料 500 円にて再発行できるものとします。この場合、新たな会員証の再発行と同時に古い会員証は効力を失うものとします。なお、会員証の紛失、盗難等により会員に損害が生じた場合でも当財団は一切責任を負わないものとします。

3. 第 11 条に第 2 項を追加

第 11 条 （会員証の再発行）

- 2 前項の再発行後に古い会員証が発見された場合でも、再発行した新たな会員証および効力を失った旧会員証に関しての払い戻しは行わないものとします。

※以上、赤色文字部分を追加致しました。

以上